

# 火災共済

# 火事や災害で被害にあったときに

**加入資格** 組合員、従業員および、その家族ならびに組合が認めの方です。

**加入日** 毎月1日に加入できます。

**加入共済金** 契約する物件【建物・動産(家財・店舗造作営業用什器一式)】1件あたり50万円から500万円まで、50万円ごとに加入できます。ただし、建物1戸について500万円が限度です。

**契約の物件条件** 契約者が所有するもので、時価に評価できる物件に限ります。

※借り店舗の場合は、所有する店舗造作営業用什器一式のみ加入できます。

**共済期間**

- 都道府県組合(契約更改日)による加入日より1年間で、掛金の払込みをもって自動的に更新します。
- 中途加入者の共済期間は、加入日より次の契約更改日の前日までです。

各組合別契約更改日一覧表

契約更改日	都道府県
4月1日	北海道・青森・秋田・山形・岩手
5月1日	宮城・福島・群馬・栃木
6月1日	新潟・茨城・千葉
7月1日	神奈川・埼玉・山梨
8月1日	東京
9月1日	長野・静岡・愛知

契約更改日	都道府県
10月1日	岐阜・三重・石川・富山・福井
11月1日	大阪・京都
12月1日	滋賀・奈良・和歌山・兵庫
1月1日	岡山・広島・山口・島根・鳥取
2月1日	福岡・熊本・鹿児島・佐賀・長崎・大分・宮崎・沖縄
3月1日	香川・徳島・愛媛・高知

**掛金(年額) 掛捨て**

加入物件	加入共済金額と掛金				
	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
<b>耐火構造物件</b> 本制度で定める耐火構造の建物およびそこに収容されている動産。	500円	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円
<b>住宅物件</b> 耐火構造を除き、用途が住宅専用の建物およびそこに収容されている動産。 【例】住宅専用建物、4世帯までのアパート	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円
<b>一般物件</b> 耐火構造を除き、用途が収益をあげる構造の建物およびそこに収容されている動産。 【例】店舗専用、店舗住宅併用建物、5世帯以上のアパート	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円

※耐火構造物件とは、建物の主要構造部のうち、柱、はり、床がコンクリート造り、または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられている他、屋根や外壁等がすべて不燃材料でつくられた建物およびそこに収容されている動産をいいます。

※非耐火構造物件であるにもかかわらず、誤って耐火構造物件の契約をしていた場合、共済金を削減して支払います。

※中途脱退された場合は、掛金はお返ししません。

※掛金には本制度の運営事務費が含まれています。

**補償内容**

火災事故および破裂・爆発事故による共済目的物(建物・家財・店舗造作営業用什器一式)の損害を補償

※一般の火災保険にも重複加入し、契約額の合計額が加入物件の時価額を超えている場合に限り、保険会社側の支払額が削減されることになります。

**店舗休業見舞金**

営業部分の火災事故により営業ができずに休業した場合、営業を再開するまでの休業している期間(日数)について、加入共済金額に応じた見舞金を支払います。

※ただし、最大25日分が限度となります。



加入共済金額	見舞金(日額)
100万円加入	4,000円
200万円加入	8,000円
300万円加入	12,000円
400万円加入	16,000円
500万円加入	20,000円

**火災以外の見舞金**

火災だけでなく風水害等の天災(地震・噴火・津波を除く)により、損害を受けたときも見舞金を支払います。



種類	支払い条件	見舞金額
水害	集中豪雨等により、店舗に浸水の場合は店舗の床上45cm以上、住宅部分への浸水の場合は床上浸水となったとき	加入共済金額の <b>1%</b>
落雷	電気製品等の損害が、20万円以上となったとき	加入共済金額の <b>1%</b>
風・ひょう・雪災	建物に200万円以上の損害を受けたとき	加入共済金額の <b>4%</b>